

長野県環境審議会地球温暖化対策検討会 意見交換会 議事録

日 時 平成17年10月17日(月)
午後 3:30 ~ 午後 4:00
場 所 サンパルテ山王3階千曲の間

(関係団体：(社)長野県建築士会)

司 会

お待たせいたしました。それでは休憩前に引き続きまして、意見交換会を続けさせていただきたいと思います。

次は(社)長野県建築士会さんでございます。

申し訳ございません。初めに、30分という限られた時間でございますので、10分ほど団体のほうからご意見等発表していただきまして、その後意見交換をいたしまして、残り5分ぐらいのときに合図をさせていただきますので、そのへんをお願いいたしたいと思います。

またこの席は何かを決定するという場ではございませんで、いただいた意見をまた持ち帰りまして、検討会で条例に反映できるかどうかを検討した上で、対応させていただきたいと思います。

それでは委員長さん、よろしくお願いいたします。

高木委員長

どうもお忙しいところをありがとうございます。

私も建築士会の会員なので、非常にやりにくいのですが、取りあえず今日は我々県のほうで今温暖化の対策ということで、条例を策定する予定で今やっているのですが、それに対しての建築士会との意見交換ということで、まず今もご説明があったように(建築)士会としてどういうふうにお考えかというご意見からいただいて、あと意見交換をしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、お願いできますでしょうか。マイクは、いいですか、はい。

建築士会

あまり準備をしてきたわけではございませんので、一応住宅委員会の前提基準についてはという部分と、それから一定規模、床面積2,000㎡以上住宅についてのという部分については、2,000㎡以上のちょっと考えにくいということだけです。

それから、確かにそういう意識を持っていただくように、我々は設計や施工の段階から小さい住宅や何かに取り入れていく、あるいは確証的な普遍的なエネルギーレベルの低い物でも、建物の中に取り入れてくるような工夫であるとか、例えば ですね。太陽光発電とか、そういったものを入れていき、そういったことも合わせて熱損失を防ぐためのことと並行していくような配慮を、我々も仕事をとおしてやっていかなければいけないなということを感じています。

だから条例とか決まりとか、そういったことで基準を設けていくということは確かに大切なことだと思うんですけど、やはり建築主と一緒にあって、そういったものへの配慮とか、今後そういうものへの考え方とか、一緒に関心を示しながら仕事の中で出していくということをしてい

きたいと思っております。

よく読んでありませんので、よく分かりませんが、結局 2,000 m²以上の建築物あるいは今、さんの中で申しあげました住宅等 2,000 m²以上のということで規模はちょっと大きいということがありますので、建築士会といたしましては、そういう基準は設けなくていいだろうという見解です。

高木委員長

今、我々の見ているというか、お手元に今、行った資料で9ページからの建築物に関わる対策というところが、多分直接的に影響するところだろうと思います。ここで背景としてはご存じでしょうけど、長野県の場合に建築物の中で排出されている温室効果ガスが相当多い。それは当然寒冷地ですので、特に暖房時のエネルギー消費が非常に多いから、これから温暖化の対策をするときに建築物の対策というのを無視はできないということで、この項目は挙がっております。

ここではAとBという書き方をしている、Aの方は建築物の新築・改築を行う建築主は、ということですが、ここはすべての建築物が相当すると思ってください。Bの方で一定規模以上の建築物のということでは、何平米が適当なのかということについては、午前中に建築(設計)事務所協会さんがいらして話をしたときには、もっと小さい数字の方がいいんじゃないかというようなお話もございましたようです。

今のお話でも、何平米はないほうがいいんじゃないかということもいただいています。建築を実際に現業としてやっていらっしゃる方の考え方としては、むしろ一定規模以上なんてものはなくて、環境性能の向上を図るというのを義務付けしてしまったほうがいいというようなことで、その場合もただ難しいのは施主の理解をきちんと受けられるのかというような点に関しては大丈夫なんでしょうか。

我々としても、もちろんすべてのここでは努力義務なので、例えば現業で施主さんと対面して、今長野県ではこういうように断熱性の工場等の環境性能を向上をしなければいけないというのが条例で決まったから、こういうようなことを例えば少しコストがかかっちゃうのだけど、例えば太陽熱温水器とかぜひ入れた方がいいんじゃないかとか、断熱性をもっとこういうふうに上げた方がいいんじゃないかということを、施主の方に説明したときに、施主は「そんなものいらないんだ」というようなことも当然出てきますよね。

そのへんで義務付けをすると、それを全部対応を現場にいらっしゃる皆さんもやらなければならないということになってくるんですけど、そのへんは問題はないとおっしゃるならば、我々としても踏み込んでしまう手もあります。

建築士会

まず、定義してしまうよりは、努力義務からきちんとしていって、我々建築士の努力も勘案しながら、少しそんな形で努めていったらなということはあると思うんですが。

参考までに、業務団体の方はどんなふうな考えでしたか。

高木委員長

実は私は午前中、ちょっと大学の方で用事があったので、じゃあ川妻さん、。

川妻委員

はい。

さんという会長の方がおみえになっておりました。こういう趣旨は、非常にうれしいしありがたいことだと言って、全面的な賛成、参与をいただきました。ここに建築物と書いてあるけれども、建築物いうと何か非常に規模が大きいと一般には受け止められるので、表現上だけでも文言としては「住宅等建築物」というふうに記載したほうがよいのではないかという意見も言われていました。

それからいろいろ歴史的なことまで、いろいろ述べられましたけれども、柳澤さんは山にはいるのが趣味だそうですね。県産材を使えと盛んにいうけれども、今は山はキノコもワラビもゼンマイもなかなか採れなくて、山が非常に荒れていると。もっと山をきれいにしなければ、そういうものは上手に使えないということなので、県産材を使うのは大事なことだけど、もっと山をきれいにすることをするのが大事ではないだろうか。昔のように、木を集め捨てる人もいなくなっている。こういうのをやるのは、非常に大事だろうというふうに言われていました。

それから住宅に力を入れるべきだというふうに思うのは、きちんとした断熱効果を入れさえすれば、自分で関わった家でも子供さんが2人いる、あの家庭でも、暖房は一冬18リッター缶で2個で十分済むと。太陽光と断熱を上手にしてやれば、そのくらいは大事だというふうな話でした。

それから古い家は断熱が十分ではないので、そういうところは何とかやるというよりも、外張り断熱層というのをやって改修すると。それを進めるのが必要。外張り断熱をすればいいのではないかと。

大規模な建築物等一定規模のと書いてあるけど、あまり大きくしないで500㎡ぐらいの規模に義務付けを課するのが適当ではないかというふうなお話もいただきました。

それから木質ペレット、木質ペレットのボイラーの普及も非常に重要だというふうに言っていました。若干コストがかかるのでこれを普及させるのは、いろいろ支援が必要だろうというようなことでしたね。

それからこちらの岡本委員からも、水道凍結防止帯の話が出て、これは非常にこのために電気をたくさん使うというような話があって、これ1台あたり、ちょっとその話もしました。

それから屋上緑化についても、これも屋上をシダとかコケなんかにすれば、相当断熱効果は十分あるので、これも大いにやったほうがいいんじゃないかというふうなお話もされました。

ざっと言えば、そんなところです。

建築士会

それでは30坪、100㎡の住宅とした場合、そのくらいの規模まで下ろして基準を決めた場合に、何を基準にしてその温暖化に対するレベルまでなるかという、そのレベル設定というのが何かおかしいんじゃないかと思うんです。

外断熱をやれば、それを取り組むことになるのか、いわゆる熱を逃が

さない方法を、ひとつの省エネ対策としての取り組みをする。

あるいは一番最初に私が言ったように、光、ソーラーというか、いわゆる自然の力をこの中に取り入れることも含めて省エネになるわけですし、そこらへん、どのレベル、どの基準を設けてやるかというあたりが、例えば 100 m²以上の家は、こういう義務付けになっているんだと。

何も無いゼロの、ゼロというか在来の中で外壁材ひとつにしても、断熱効果がある物もあれば、ない物もある、じゃあ木を使った場合にどうなるのか。内壁に使った場合にどうなるのか。じゃあ土の壁はどうなんだ。いろいろ基準がありますよね。

ただどこかの上に なのか、下なのか、そのレベルというか基準点というか、そこらへんをどのように求めているのかという。

高木委員長

基本的には、もちろん予算というものもあるわけですから、皆さんが施主に対して、建物の建つ場所であるとか、用途であるとか、大きさであるとか、いろいろな条件をもとに、その建物に合った温暖化対策というか、環境対策をまず皆さんが提案して、それに関わるコスト等のことも踏まえて、施主がこれだったらできる、これはできないというのが出てきますよね。それをまず相談することに非常に大きな意義があるだろうと、私は考えています。

これまでだったら、例えばこういうのでやってみたらといったら、それでいくらかかるんだという話になって、それじゃあもうダメだというふうに単純に言われていたのが、でも今は長野県としてこういうような条例ができているから、温暖化対策はできるだけ進める必要があるんだと。ついてはこういうようなアイデアがあるけれども、この中のどれかを採用できないかという相談をするところをする。

それから実際にそれによっていろいろな効果のあるものと、効果のないものが立ってきますよね。それがある程度数が増えてくることによって、やはりこれはダメだよ、これはいいよというのが見えてきますよね。それをフィードバックしていくことができれば、非常に大きな力になるのではないかなと。

取りあえずこれより下のもの、外断熱はいいけど、内断熱はダメだとか、そういうような規制がかかることは考えなくていいんじゃないでしょうか。仮に 10 年とか 15 年とかやってみて、明らかに効果の違いが何か出るようなものがあるならば、それはそのときもちろん考える必要が出てきますが、当面そういう意味での規制はなくて、どういうことをやったのかを出してくださいという形での、義務付けのほうにしても、そういうようなものだと思っております。

何かありませんか。

岡本委員

個別に設計して、個別に建築するということに関わるというふうに理解していいわけですよね。そうするとやっぱりここにも県産材という話も出てくるのですが、一方ではやっぱりメーカーの住宅というようなものはカタログが整備されていて、うたい文句も決まっていて、そうするとお客さまにはとても説明がしやすいし、説明がしやすいと同時にそこにはいいことしか書いてないわけです。

そういうことに対して、やはり長野県が長野県の特性を生かした温暖

化対策ということで、全体を考えているわけなんです、森の国というふうなことで、そういったことを生かしながらというふうに考えたときに、それをやっぱり評価する、あるいは高木さんのほうでおっしゃったように、温暖化に対してどういう特性を持っているかということ、きちんとして説明するといいますが、つまりメーカーのカタログに対して、私たちが提案する家造りはこうなんですよというふうなことをあれする、ひとつのそういうものがやっぱり県も協力しながら、できていくといいのかなと。

それで結果的に、既存の地域の工務店さんだとか大工さんだとか、あるいは地域の山づくりにつながる地元の製材所だとか、そういうところが昔のようにきちんと回っていくと。それを皆さん方が設計して、地元でつくっていくと。こういうことがエネルギー的に、もうよその県とか、よその国から材料を持ってきて家を造るということに対しても、まただいい、効果があるんだろうと思うんです。

そのへんは、個別個別になっているのをこういった、例えば公表とか、計画を作成しながら最終的にそういうものがまとめていかれるというふうな方向付けができるといいのかなと思います。

宮本委員

委員の宮本ですが、よろしくお願ひいたします。

設計事務所さんが、こういう条例ができた上で、事務所さんのピーアールに大いに使っていただければいいかなと思います。こんなことをしていますよ、こんなことをしていますよというよなことを、この報告書、まだ決まったわけではありませんが。そんなふうに向きにとらえていただければ、ありがたいと思っております。

またこの条例では、顕彰制度も考えていますので、優良事業者の顕彰に値するかもしれませんので、そういう意味で参加のモデルになっていただければありがたいなと思っておりますが。

高木委員長

いかがでしょうか。

建築士会

考え方はよく今理解できましたので、そういうものだというふうには思います。ただその報告を義務付けられるということが大変なことだと思いますし、あと建物規模はどの程度の平米数にするかということも、そこらへんもあると思うんです。

当然施主さんと一緒に、温暖化に対する提案をしていくというのは、これは地球人としてやっていかなければならないと思うんで、そういう浸透はしていかなければいけないということはよく分かりますが、それを報告制度にしてきちんと義務付けるのかどうなのかというところがちょっと疑問に感じるところがあるんですが。

高木委員長

国の方の法律で、いつからでしたか。

同様に建築物の省エネ化を進めなければいけないということで、(すべての)2,000 m²以上の建築物に対してというのは、いつから。もう始まっていますか。

事務局

18年4月1日から。

高木委員長

18年4月1日。いずれにしる国の方でそういう枠が当然、長野県の建物においてもかかってくるわけです。基本的に我々の原案というのも、それに近いものでして、ただ長野県の場合に、長野県だからこそ言えるものとして、例えば断熱化のことはちゃんときちんと書き込んでおこうよと。それから県産材ということも、もちろん森を有している県としては書き込んでおきたいとか、やっぱり再生可能のエネルギーの利用というのも、太陽が非常に日射の多い県だから、それを何とか使える方法はないだろうかとか、そういうようなことで、地球温暖化対策に関する計画書というのは、国に出すものと基本的には同じでいいのかもしれませんが、今言ったような長野県としての特徴を持ったものを意識してやっていただきたいというのが、基本的に書いた、作ったものなんですね。

さっき川妻委員からも説明があったように、（建築設計）事務所協会としてはもっと規模は小さくてもいいよという、書類作りは大変。要するに国に出さなくてもいいものを、あえて長野県のために作ることを提案されたわけですから、我々としてはそれを追加されたワークだと思えばなるべく少ない方がいいわけで、2,000㎡は当然やらなければいけないんだから、2,000㎡を守ったほうがいいというバランスになるだろうし、降ってわいたビジネスチャンスだと思うなら、なるべく小さいほうがいいわけで、今何もここでご返答をとという話ではないので、そういったことも含めて考えていただいて、そこで何㎡以上というのは、今すぐここで決めたりすることではないので、まだしばらく先になると思うんです。

ぜひ建築士会としては、どのような、すべての建物についてやるのがいいのかとか、2,000㎡以上ということは多分ないと思うので、2,000㎡ぎりぎりまで出すとか、そういうようなこともぜひお考えいただいて、ご提案いただければいいかと思います。

建築士会

結論めいたことが出てしまいましたので、平成18年の4月1日から施行になる、今の大規模建物の省エネルギーの届けということで、2,000㎡ということでこの国の方でも届け出の基準が設けられておりますので、これを守っていくことが難しいのではないかとということで、そのほかに長野県としてはもう少し様子を見て考えていっていかれたらということじゃないかなと思います。

川妻委員

最初にちょっと言われたレベルの設定とか基準というものが大事だと言われた、その趣旨をちょっと私なりに入れると、それをするレベルの設定や基準の前に、ここへ記載されているような温暖化対策、ただ断熱化、県産材、再生エネルギー、緑地等項目を含むと書いてありますけれども、この環境配慮計画書を作り、それを相談し、実際に実施するには、いろいろな情報、メニューが必要ですよ。

それをもっとたくさん、充実してやって、断熱化のためにもこういう素材があったり、こういう効果があったりという、それから県産材も、利用価値はこのくらい、コストはこのくらいとか、再生エネルギーも。

そういうものをもっと充実させれば、そこにかかわる関係者もこの中から配慮計画を選んで、自分たちで実施してくということがやりやすく

なりますよね。そういう情報なり、そういうものをもっと集積すれば、イメージもわき、動きやすくなるんじゃないかなという感じがするんです。

我々からすると、そういうものについて実際に建築に携わっている専門家の方々からもいろいろ情報提供をしてもらって、この中身を充実していけば、それじゃこの中からやっていこうということで、一步でも二歩でも前進できるし、それが2,000㎡という規模だけじゃなくて、もう少し規模の小さいところでも1つでも2つでも工夫していくというところに進んでいくんじゃないかなというふうには思っています。

あまりここで一律に、ここまでやらなければ絶対ダメだと言うよりも、そういう環境配慮の建築物、住宅を造りながら、それをさっき高木さんが言われたように、生かして次に進めていくというものの走りだしが必要んじゃないかなという趣旨なんです。

そのへんは、どんなものでしょうか。

建築士会

そうですね。これは大切な取組みとか、いわゆるアイデアというか、いろいろなその対策要素をたくさん用意してあげるということを含めてということですよ。

確かに先ほどメーカー同士の案では、かなり綿密なデータとか温度管理とかやった、結果的な数字を出してお客さまに説明できるというのがあるんだけど、やはり在来工法でやっている、なかなか具体的な数字を出して説明することができない。

そういうようなこともありますので、やっぱり先ほどちょっと顕彰という話もありましたけれども、我々の中にも積極的な人もあれば、施工業者へ勤めている建築士もいれば官公庁にいる人もいますよね。

そういう中から、例えば自分でこういうことをやってみて、こういう成果が上がったと。そういうようなものを発表し合う機会をとおして、どの建物にも生かせるのが基本というか、生かせようじゃないかというようなものの情報もたくさん集めて、そして選択できるようにするということは、大事なことだと思いますね。

何かこうじゃなくちゃいけないから、何かというふうにはしないということではなくて。

川妻委員

そうですね。

建築士会

やっぱりなかなか県産材を使って、単に家に補助金を出してどんどんといっても、なかなか進まない部分もありますよね。非常にどちらかという、その建築物やコストだとか、そういった部分が先にできる部分があって、やはり精神論になるかもしれませんが、やはりこの地球に住む以上、これからの環境をひとつの住宅建築ということに対しても、やっていく必要があるんだよというところを、どう広めていくかという部分で、我々も努力していきたいと思えますけど。

川妻委員

そこで、立ち入って申し訳ないんですが、高木さんがちょっと言われた点で、こういう場合に目前のコストを比較すると高い低いはずが出ますよね。だけでも5年経った、10年経ったという総費用で比較すると、

やっぱり当面のコストは高くなったけど維持していく、あるいはその中で
の温暖化、暖房だとか、いろいろなことを考えると、家計の維持費に
は助かったとか、その事業所にとってはプラスになったと、そういう実
績が非常に大事なんじゃないかと思います。

そうすると一時期高くても、こういうものを使ってみようとか、こう
いう工夫をしてみようということになって、10年先には得をすると、20
年先にはプラスになるという、そういうことの位置付けが大事だと。目
先のことでやると、一番安いのをぽっと選んでしまう、そういう体質か
ら抜けだすというか、それが必要何じゃないかと思います。

建築士会

コストの問題も出ましたけど、やっぱり（費用の）かけ方として、そ
ういう人も中には多分にいると思います。快適さを求める人たちも増え
てきていますね。そのためにお金は使うんだという方もたくさんいらっ
しゃいますし、例えば暖房するにも蓄熱みたいなもので、このラン
ニングコストと一緒に結構安いものになってくる。ただイニシャルコスト
が高いので使わないと。そういうことがあります。

そういうものが、我々の今、建築士会の顕彰制度と言いましたけど、
そういうのがありますので、そういうようなものも出していただくには、
それも審査をするという対象にしていっても、浸透していくのではない
かという気がします。

薪ストーブの炎を見るのは暖かくていいよという、そういう環境の部
分も提案しながら我々もやっていますけど、だからすべてがマネジメン
トということになってしまうと、選択の幅は狭いんだけど、そういうも
うひとつ先の部分の提案というか、やっていく必要があると思っていま
すけど。

高木委員長

だいたい時間が来たのですが、このへんでよろしいでしょうか。
はい、どうもありがとうございました。

建築士会

失礼しました。

（議事録中の 部分は確認できなかった部分です。）